

事 務 連 絡
平成23年6月17日

各都道府県災害廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃 棄 物 対 策 課

東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業費補助金の概算払等について

標記については、「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」（平成23年5月2日環廃対発第110502001号環境事務次官通知）、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の現地調査について」（平成23年5月31日環廃対発第110502005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）、「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の報告について」（平成23年5月31日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）及び「東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業の現地調査について」（平成23年6月3日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡）等により連絡しているところです。

6月3日付け事務連絡において補助金の概算払については随時行っていくこととしておりますので、早期の概算払を希望される市町村等におかれては、準備が整い次第必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。また、概算払を随時行うことについて一部の自治体において十分に認識されていない状況があることから、改めて貴管内市区町村等への周知をお願いいたします。

また、補助額の算定に当たっては、平成23年度標準税収入が決定していない場合は暫定的に補助率1/2で算定することとしておりましたが、被災された自治体に対してより多くの補助金を概算払できるようにするため取扱いを変更し、暫定的に平成22年度標準税収入を使用して補助額を算定することにしました。追って災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱を改正することとしておりますので、併せて貴管内市区町村等への周知をお願いいたします。

なお、既に災害報告書を提出いただいている自治体においてもこの取扱いは適用されるとともに、再度書類を提出していただく必要はないことを念のため申し添えます。